



ホームページはこちら。
Scan here for the website

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方を対象とした

保険料の減免についてのご案内

【申請に必要な書類(チェックリスト)】

(1)と(2)の書類。(2)は該当する項目の書類のコピーをご提出ください。

※例示した書類を用意できない場合はご相談ください。

(1)共通

- 申請書(下記新宿区保険料減免担当までお電話でご請求いただくか、新宿区ホームページからダウンロードできます。)
- 申請者の身分証明書(官公庁等が発行した以下の書類のコピー)
 - ・1点で可(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の顔写真付きのもの)
 - ・2点必要(各保険の被保険者証、各保険の保険料納入通知書、住民票、国民年金手帳等)

(2)該当する書類

- 令和3年度に主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症に罹患し、死亡したと確認できる書類(死亡診断書等のコピー)
- 令和3年度に主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症に罹患し、重篤な傷病を負ったと確認できる書類(医師の診断書、医療機関で発行された入院期間の証明書等のコピー(1か月以上の入院等))
- 新型コロナウイルス感染症の影響による、主たる生計維持者の収入の減少が確認できる書類
 - ア・イすべて、該当する場合はウも
 - ※以下の確認書類は参考例です。
 - ア 令和3年の収入状況が確認できる書類(給与明細、預金通帳や売り上げ台帳等のコピー)
 - ※申請月以降の月の収入見込み額は、申請月の前月までの収入額の「月平均額」を記入してください。
 - 3ページ「減免を申請するにあたっての注意事項」参照。
 - イ 令和2年の収入が確認できる書類(以下の書類のコピー)
 - ・事業収入(前年の確定申告書B、青色決算申告書の控え等の該当部分、修正申告書、更正請求通知書)
 - ・不動産収入(前年の確定申告書B、青色決算申告書の控え等の該当部分、修正申告書、更正請求通知書)
 - ・山林収入(前年の確定申告書第三表、青色決算申告書の控え等の該当部分、修正申告書、更正請求通知書)
 - ・給与収入(前年の確定申告書A、源泉徴収票、令和3年度の(非)課税証明書等)
 - ウ 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が事業を廃止、又は失業したことが確認できる書類(廃業届、閉鎖事項全部証明書、離職票、会社の退職証明書等のコピー)
 - ※保険料の減免額を正しく判定するためには所得の申告が必要です。世帯の中で申告をしていない方がいる場合は、確定申告又は住民税の申告をしてください。なお、給与収入や、年金収入のみの方は、申告の必要がない場合もあります。

【保険料の減免の対象となる方】

保険料を全額免除

- 1 新型コロナウイルス感染症により、令和3年度中に主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の令和3年の事業収入等(事業収入、不動産収入、山林収入及び給与収入)の減少が見込まれ、以下の要件に該当する世帯の方
国民健康保険と後期高齢者医療保険は、①～③の全てに該当する場合
介護保険は、①と③に該当する場合

保険料の全額または一部を減額

①事業収入等の種類ごとに見た令和3年の収入のいずれかが、令和2年に比べて30%以上減少する見込みであること

②令和2年の所得の合計額が1,000万円以下であること

③収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和2年の所得の合計額が400万円以下であること

【対象となる保険料】

令和3年度分の保険料(令和3年4月1日から令和4年3月31日までに納期限を設定しているもの)

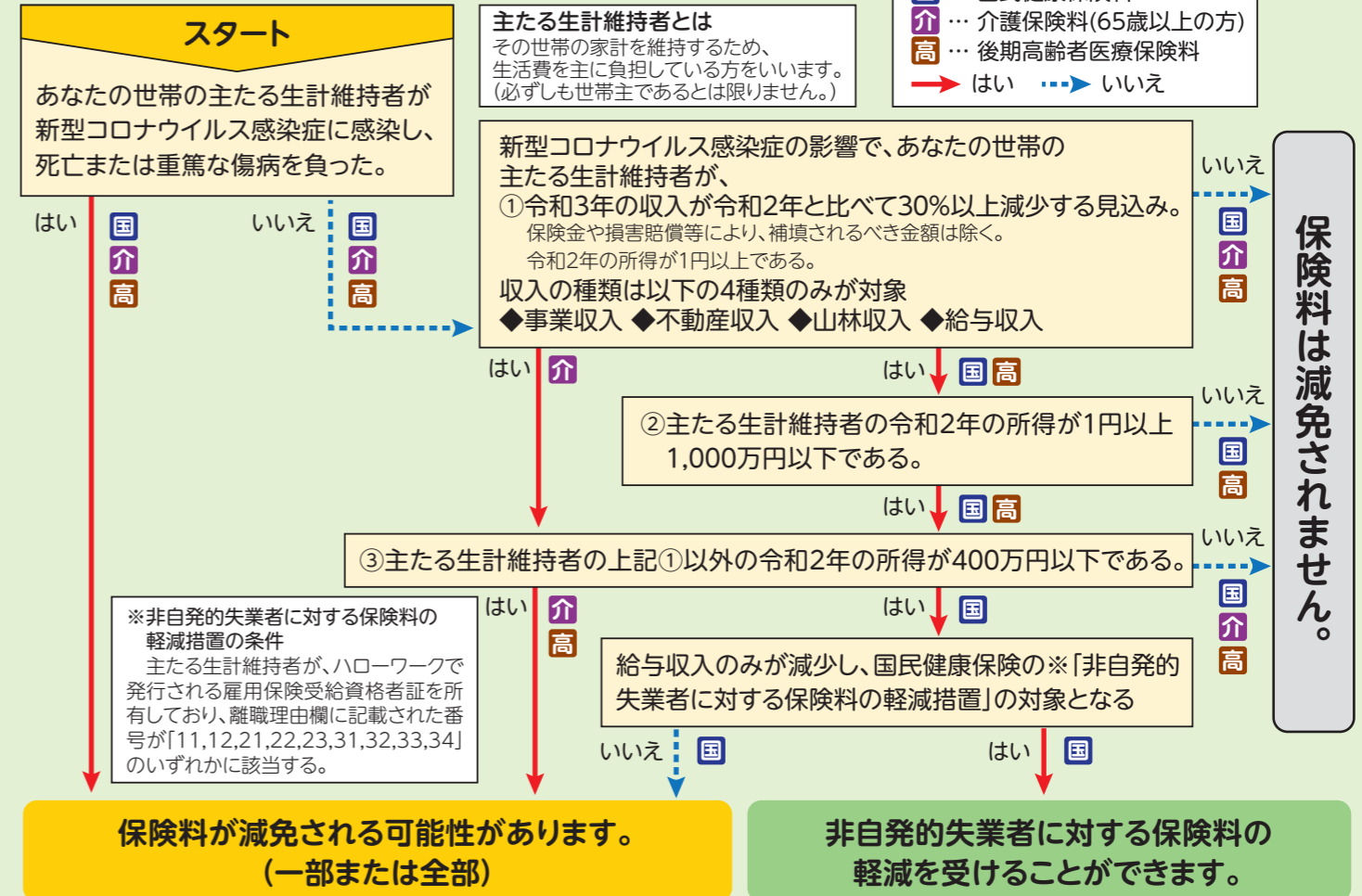
減免対象簡易判定フロー(減免の対象となるかご確認ください。)

※主な例示で作成しています。詳細はお問い合わせください。

世帯に所得が未申告の方がいる場合、減免を受け付けることができない場合があります。

該当する保険料マークの方へお進みください。

国…国民健康保険料
介…介護保険料(65歳以上の方)
高…後期高齢者医療保険料
→ はい … いいえ



保険料は減免されません。

国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料 減免申請をまとめて受け付けます。

郵送で申請してください。

申請書は下記担当までお電話で請求していただくか、新宿区ホームページからダウンロードできます。

申請書の記入にあたり、代筆・代読が必要な方や、お電話でのお問合せが困難な方のために窓口を設けています。混雑緩和のため、おいでの際は事前に下記担当へご連絡ください。



新宿区保険料減免担当

※申請期限は令和4年3月15日(必着) 予定

電話 03-5273-4189(平日 9:00~17:00) FAX 03-3209-1436

※電話が繋がりにくい場合があります。

住所 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 本庁舎4階 7番窓口

ホームページ URL https://www.city.shinjuku.lg.jp/hoken/hoken01_002033_00001.html

※詳細はホームページをご覧ください。
Scan here for the website



書類に不備等があった場合、新宿区から連絡する場合がありますが、減免申請や保険料の還付に関して、直接、電話・メール・訪問等でご連絡をすることはありません。詐欺にはご注意ください!

※「非自発的失業者に対する保険料の軽減」…解雇、倒産、雇止め等により、失業された方が対象です。失業された方(本人)の前年の給与所得を100分の30として、国民健康保険料の算定及び高額療養費等の所得区分判定を行います。軽減期間は、離職の翌日の属する月から翌年度末まで。

国民健康保険保険料

○保険料減免額の算定式

$$\text{保険料減免額} = \frac{\text{減免対象の保険料額 (A} \times \text{B} / \text{C)}{\text{【表1】で算出した減免対象の保険料額}} \times \frac{\text{主たる生計維持者の令和2年の所得の合計に応じた減額又は免除の割合 (d)}{\text{【表2】の令和2年の合計所得金額の区分に応じた減免割合}}$$

【表1】

減免対象の保険料額=A×B／C
A:当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額
B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る令和2年の所得額(減少が見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
C:被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した令和2年の合計所得金額

【表2】

令和2年の合計所得金額	減額又は免除の割合(d)
300万円以下であるとき	10分の10
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

主たる生計維持者の事業の廃止や失業の場合は、主たる生計維持者の令和2年の所得の合計額にかかわらず、【表2】の「10分の10」が適用

介護保険料(第一号被保険者)

○保険料減免額の算定式

$$\text{保険料減免額} = \frac{\text{減免対象の保険料額 (A} \times \text{B} / \text{C)}{\text{【表1】で算出した減免対象の保険料額}} \times \frac{\text{主たる生計維持者の令和2年の所得の合計に応じた減額又は免除の割合 (d)}{\text{【表2】の令和2年の合計所得金額の区分に応じた減免割合}}$$

【表1】

減免対象の保険料額=A×B／C
A:当該第一号被保険者の保険料額
B:第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る令和2年の所得額(減少が見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
C:一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の令和2年の合計所得金額

【表2】

令和2年の合計所得金額	減額又は免除の割合(d)
210万円以下であるとき	10分の10
210万円を超えるとき	10分の8

主たる生計維持者の事業の廃止や失業の場合は、主たる生計維持者の令和2年の所得の合計額にかかわらず、【表2】の「10分の10」が適用

後期高齢者医療保険料

○保険料減免額の算定式

$$\text{保険料減免額} = \frac{\text{減免対象の保険料額 (A} \times \text{B} / \text{C)}{\text{【表1】で算出した減免対象の保険料額}} \times \frac{\text{主たる生計維持者の令和2年の所得の合計に応じた減額又は免除の割合 (d)}{\text{【表2】の令和2年の合計所得金額の区分に応じた減免割合}}$$

【表1】

減免対象の保険料額=A×B／C
A:被保険者全員について算定した保険料額
B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る令和2年の所得額(減少が見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
C:被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した令和2年の合計所得金額

【表2】

令和2年の合計所得金額	減額又は免除の割合(d)
300万円以下であるとき	10分の10
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

主たる生計維持者の事業の廃止や失業の場合は、主たる生計維持者の令和2年の所得の合計額にかかわらず、【表2】の「10分の10」が適用

各保険料の減免についての詳細は、ホームページに掲載しています。右記のQRコードからもご覧いただけます。



Scan here for the website

減免を申請するにあたっての注意事項

- 申請前に、1ページ「減免対象簡易判定フロー」で減免に該当することを必ずご確認ください。
- 令和3年中の収入を確認するため、令和3年1月から申請月の前月まで、確定している全ての月の収入証明書類を提出してください。
- 令和3年中の収入額について、申請月以降の月の収入見込み額は、令和3年1月から申請月の前月までの収入額の「月平均額」としてください。
その結果、令和2年中の収入と比較して30%以上減少している場合、減免の対象となる場合があります。
例：令和2年中の収入額は180万円。令和3年中の1月から5月までの収入が50万円(月平均10万円)の場合、6月から12月までの収入は、毎月10万円(7か月で70万円)として計算する。この計算から、令和3年中の収入予測は以下のとおり。
○1～5月まで収入「50万円」+6月から12月までの収入「70万円」=120万円
この場合、「令和2年中の収入額180万円×70%=126万円」を、令和3年中の収入予測が下回っていれば減免の対象となる。令和3年中の収入予測は120万円であるため、令和2年中から30%以上の減少となり、減免の対象となる。
- 収入が0円の月に関しても、預金通帳や売り上げ台帳など、収入証明書類を提出してください。
- 令和2年中の合計所得金額が0円、もしくはマイナスの場合は減免対象外となります。
- 年間で30%以上減少する見込みの収入があったとしても、令和2年中の対応する所得が0円もしくはマイナスの場合は減免対象外です。
例：令和2年と令和3年の営業収入を比較し30%減ったとしても、令和2年中の営業所得が0円以下だった場合などは減免の対象とならない。
- 年間で30%以上減少していない収入に対する令和2年中の所得の合計が400万円以上の場合は減免対象外です。
- 既に別の減免制度を申請している場合、または減免制度の決定を受けている場合、減免対象外となる場合があります。なお、国民健康保険や後期高齢者医療制度における均等割の減額(昨年中の所得が一定以下の世帯に対して適用される減額制度)については併用が可能です。
- 国民健康保険料の減免額の算定には、主たる生計維持者および当該世帯に属する全ての被保険者の令和2年中の合計所得金額を用います。そのため当該世帯に属する全ての被保険者のうち、所得の申告をしていない方が1人でもいる場合は、減免対象外となります。
※ 介護保険料の減免申請のみの場合は、主たる生計維持者のみでよい。
- 令和2年中の所得がない方も、所得の申告をしていない場合は住民税の申告が必要です。令和3年1月1日時点で住民登録があった自治体の個人住民税を担当する部署で、住民税の申告をしてください。なお、申告された場合は、住民税の申告書のコピーの余白に、「申告日」、「申告した自治体名」をご記入の上、申請書類に同封してください。
- 所得税の申告(確定申告・修正申告・更正請求)を直近3ヶ月以内に行った方は、申告された情報が新宿区に届いていない場合があるため、減免の処理にお時間がかかります。ご了承ください。
- 法人税申告書ではなく、個人の確定申告書を提出してください。
- 事業を営まれている方等で、役員報酬などの給与収入がある場合は、法人の売り上げではなく、個人の給与収入が年間で30%以上減少しているかをご確認ください。
- 事業収入がある場合は、利益(売り上げから経費を引いた後の金額)ではなく、売り上げが年間で30%以上減少しているかをご確認ください。
- 雑収入30%以上減少していても、減免の対象とはなりません。